

見守り活動助成要項

第1条 趣旨

この要項は、日頃からの声掛けや見守りの仕組みを作り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める自治会に対して、赤い羽根共同募金を原資として、予算の範囲内で事業費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 助成条件

助成の対象となる活動は、日常生活上の安否確認等、自治会を単位とした見守り活動とする。別に定める「見守りの手引き」を基本に、地域の実情に合わせ、次の活動を行う。

- (1) 目配り、声かけ、訪問型の見守り
- (2) その他自治会の実情に応じた見守り活動
- (3) 上記の活動により発見した課題について、自治会の会議等で共有し、解決にあたる。

第3条 対象者

独居高齢者、高齢者世帯、および障がい児者等、地域で見守りが必要な人。

第4条 助成金額

助成金額は、上限を3万円とする。

第5条 助成金の使途

助成金の使途は、次のとおりとする。

- (1) 訪問用の手みやげ（見守り訪問用材料費等）
- (2) 広報啓発（文書印刷費、広報費）
- (3) 活動物品（茶菓子材料費、記録用のデジカメ、腕章、会議用椅子等）
- (4) 見守り事業（緊急連絡台帳作成費、見守りマップ作成費、交流事業材料費
見守り訪問用防災グッズ、救急キットの容器、緊急用ホイッスル等）
- (5) 研修費（防災訓練研修費、講師謝礼）
- (6) 会議費（会議用お茶代、事務用品、コピー代）

第6条 助成申請手続き

助成金の交付を受けようとする自治会は、別紙様式1に所定事項を記入し、市社協会長に申請するものとする。

第7条 助成金の決定

市社協会長は、助成金申請書を受理したときは、その事業内容を審査の上、助成の可否及び助成金額を決定し通知するものとする。

第8条 実績報告

助成金の交付を受けた自治会は、当該年度の事業完了後10日以内に、別紙様式2に所定事項を記入し、市社協会長に報告するものとする。

第9条 助成金の返還

当該年度の事業開始時に助成金の交付を受けた自治会で、助成金に残金が生じた場合には、実績報告と併せて市社協会長に返還するものとする。

第10条 その他

この要項は前橋市内の見守り支援の進捗状況に合わせて、随時見直しを行うこととする。

2 この要項に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年11月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年5月1日から施行する。